



「農の雇用事業」

参加者募集！

全国農業会議所では、農業法人等が就業希望者を新たに雇用し、就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるための実践的な研修等に対して助成する「農の雇用事業」(平成27年度第5回)の参加者を募集します。事業の対象となる研修生は、平成27年3月14日～平成27年10月30日の間に正社員として採用され、「正社員としての採用時に原則45歳未満の方」(雇用就農者育成タイプ)です。

また、農業法人等が新たな農業法人の設立による独立を目指す者を雇用して実施する研修に対して助成する「法人独立支援タイプ」も併せて募集します。

事業の実施を希望される農業法人等の方は、平成27年9月14日～10月30日(必着)までに各都道府県農業会議に必要な申請書類を提出してください。

応募の際は募集要領の具体的な内容にご注意ください。

助成内容

【助成額】研修生1人あたり年間最大120万円

＜内訳＞ ①新規就業者に対する研修費 月額最大97,000円

助成額の上限は、9万7千円または研修生に支払った賃金月額のいずれか低い金額となります。

(法人独立支援タイプでの3年目以降の助成額は月額最大4万8千円)

②指導者研修費 年間最大36,000円

指導者自らが人材育成手法や労務管理等を習得するための研修に要する費用です。

(法人独立支援タイプでの3年目以降の助成額は年間最大2万4千円)

【助成期間】最長24ヵ月(法人独立支援タイプは最長48ヶ月)

募集・研修等の期間

募集期間	研修助成期間	研修生の採用日
平成27年9月14日 ～27年10月30日	平成28年 1月 1日 ～29年12月31日	平成27年 3月14日 ～27年10月30日

(注)厚生労働省が実施する「トライアル雇用制度」を活用して雇用している場合及び、全国農業会議所が実施している「農業インターンシップ」を活用して農業就業体験活動を実施している場合で、研修開始日(平成28年1月1日)までに正社員(期間の定めのない雇用契約)として雇用する予定であれば、応募時点で正社員になっていなくとも申請することができます。

(注)「法人独立支援タイプ」の場合は、正社員でなくても申請することができます。

事業参加に当たっての主な要件

【農業法人等の要件】

- ① おおむね年間を通じて農業を営む事業体（農業法人、農業者、農業サービス事業体等）であること
- ② 研修生に対して、十分な指導を行うことが出来る「研修責任者」（原則として、農業経験が5年以上ある役員又は従業員）を置くこと
- ③ 研修生との間で、期間の定めのない雇用契約（正社員（法人独立支援タイプの場合はこの限りでない）。農業法人等の役員等は含まない。）を締結し、労働保険（雇用保険、労働者災害補償保険）に加入させること
- ④ 1週間の所定労働時間が年間平均35時間以上（研修生が障がい者の場合は20時間以上）であること
- ⑤ 本事業と期間が重複する他の公的助成を受けていないこと

【研修生の要件】

- ① 本事業での研修終了後も継続して就農する意志があり、正社員（法人独立支援タイプの場合はこの限りでない）としての採用日時時点で原則45歳未満である者
- ② 過去の農業経験が5年未満であること
- ③ 農業法人等の代表の3親等以内でないこと（労働者性が認められる場合を除く）
- ④ 過去に当該農業法人等の正社員ではなかったこと

応募の流れについて

〔通常の場合〕

採用・就業開始
(9月14日～10月30日)

応募申請
(9月14日～10月30日)

書類審査

審査結果通知(12月下旬)

事業(研修)開始(1月1日～)

〔トライアル雇用制度／農業インターンシップを活用している場合〕

トライアル雇用制度／
農業インターンシップ開始

応募申請
(9月14日～10月30日)

書類審査

審査結果通知(12月下旬)

正社員採用・就業開始
(～1月1日)

事業(研修)開始(1月1日～)

◆事業に関する問い合わせは 都道府県農業会議へ

詳しくはインターネットで

URL <http://www.nca.or.jp/Be-farmer/nounokoyou/next/>

農の雇用 で検索！